

「アパート経営者」等の皆さんへ

有効期間切れの

「水道メーター」を使っていますか？

水道メーターには「有効期間」があります！！

水道メーターは、法律により有効期間が「8年間」と定められ、有効期間の切れたメーターを使用して水道使用量料等を算定するなどした場合は「計量法16条」違反になり、罰せられます。

有効期間の切れた水道メーターの使用は、その正確さが担保（保証）されないため、「水道料金がおかしい！」、あるいは「子メーターの合計が親メーターと一致しない！」など、さまざまなトラブルの原因となる恐れがあります。

アパート等の水道メーターを定期的に確認し、有効期間前に交換するとともに、有効期間の切れたものは、速やかにメーターの製造・修理事業者に取替えを依頼してください。

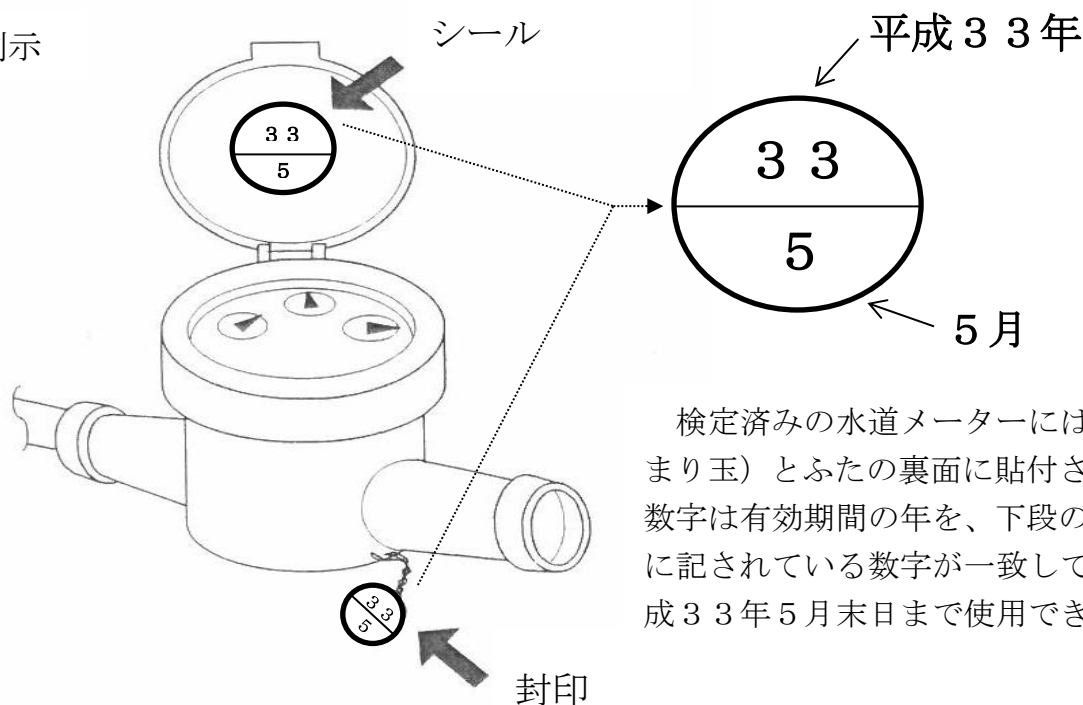
(注)「水道メーター」は市町村のものでは??

⇒ 本管から引き込まれる最初の水道メーター（“親メーター”）は、水道事業者である市町村が所有し、管理しています。しかし、そこから分岐して、アパート（貸し店舗・事務所等）の各戸口に設置した水道メーター（“子メーター”）は、アパート経営者等（大家さん）が責任を持って管理しなければならないものです。

「正しい計量」、「公正な取引」は、安心安全な社会の基盤！

【メーターの確認方法】

例示



検定済みの水道メーターには、取引・証明に使うことを認証した封印（なまり玉）とふたの裏面に貼付されたシールに数字が記されています。上段の数字は有効期間の年を、下段の数字は月をあらわしています。シールと封印に記されている数字が一致しているかを確認して下さい。上図の例では、平成33年5月末日まで使用できることを示しています。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

沖縄本島地区	沖縄県計量検定所	(電話 098-889-2775)
宮古地区	沖縄県宮古支庁総務課	(電話 0980-72-2551)
八重山地区	沖縄県八重山支庁総務課	(電話 0980-82-3040)



沖縄県